別表第三（第三十条、第三十五条関係）　消毒の基準

種類	方法	適当な消毒目的物
火炎消毒	トーチランプ、石油又はガソリン等による火炎により消毒目的物を十分に加熱する。	巣箱、巣脾、土壌等
蒸気消毒	流通蒸気を用いて消毒目的物を一時間以上百度以上の湿熱に触れさせる。	被服、毛布、器具、布製の飼料袋等
煮沸消毒	消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。	被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等
薬物消毒	1　アルコール系消毒薬（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）による消毒 一　エタノールについては七十六・九～八十一・四パーセント（体積濃度）、イソプロパノールについては五十～七十パーセント（体積濃度）に希釈する。 二　消毒目的物に十分に散布し、又はこれに浸した脱脂綿等で十分に拭く。	手指、器具等
	2　塩酸食塩水その他酸による消毒 一　消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二　消毒目的物をこれに浸す。	皮、ケーシング等
	3　オルソ剤（オルトジクロロベンゼンを成分とするもの）による消毒 一　医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。5、6、12、15、18及び別表第四において同じ。）を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二　消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸す。	畜舎等

別表第三（第三十条、第三十五条関係）　焼却、埋却及び消毒の基準

一　焼却の基準区分

区分	焼却を行なう場所	焼却の方法	摘要
死体の焼却	次に掲げるいずれかの場所 1　死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場 2　人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常人及び家畜が接近しない場所	次に掲げるいずれかの方法 1　焼却炉によるときは、その装置の通常の用法による。 2　主として薪を用いるときは、次の基準に適合する方法による。 （イ）　燃料 当該死体を焼却するに十分（死体重量の約二倍量）の薪及び補助燃料（わら、干草、タール、石油、ガソリン等）を用いる。 （ロ）　大家畜（牛馬）を焼却する場合にあつては縦横各二メートル、深さ〇・七五メートルの穴を掘り、これを外穴とし、その周壁を少し内面に傾斜させ、更に外穴の底に縦横各一メートル、深さ〇・七五メートルの内穴を掘つて埋設部にあてる。内穴の底には、わら等を厚さ約〇・一五メートルに敷き、タール等をまき、その上に薪を積み、外穴の底に死体をささえるに十分な鉄棒を横たえ、その上に腹部を下にして死体を載せわらに点火して完全に焼却する。 （地形等を利用する場合は、この方法に準じて焼却する。） （ハ）　大家畜以外の家畜を焼却する場合にあつては、（ロ）の方法に準じて焼却する。	1　焼却後に残つた骨及び灰はなるべく土中に埋却すること。 2　焼却した場所及びその附近の場所は、消毒すること。
物品の焼却	次に掲げるいずれかの場所 1　焼却炉 2　人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常家畜	1　焼却炉によるときはその装置の通常の用法による。 2　当該物品を焼却するに十分な量の薪、わら等を用いて完全に焼却する。	1　残つた灰はなるべく埋却すること。 2　敷料等は散乱しないよう